

會員諸君へ

■ 本會々費の御拂込を要する場合には「國民の顧問」中へ振替用紙を挿入し、其用紙の裏面へ拂込金額及び拂込期限を記入致し置き候間御一覽の上、其期限迄に必ず御拂込願はし度御願申上候、而し若し其金額等に御不審の點有之候節は御手数數ながら期限前に本會に御問合せ下され度願上候。

■ 會員諸君中、申込金の儀に就き御問合せに相成向も有之候へども、申込金は規定書にもある如く、最後の會費中へ組入るゝものに有之候間、左様御承相成度候者願多敷之れあり、代價を問合せ來る者之れあり候へども、會員以外にして「國民の顧問」を購讀する者は一冊金五拾錢、郵税金四錢に有之候、但し全部十三卷の購讀を爲し、全部の代金を一時前金に拂込に相成候向に對して會員と同様の會費と致す可く候、尙又現に會員にして中途退會する場合には申込金は無効となり、且つ既送の分は一冊金五拾錢送料金四錢を申受く可く候間左様御承相成度候。

■ 會員の會費は御通知申上候如く左の如くに候間左様御承相下され度願上候。

一ヶ月分 金四拾錢 送料四錢
四ヶ月分 金壹圓五拾五錢 送料拾六錢

一ヶ年分 金四圓五拾錢 送料四拾八錢

■ 會員諸君の會費御拂込は其都度振替用紙裏面へ金額と期限とを記入して御通知申上候へども、若し其期限までに御拂込無之節は豫て御通知申上候如く、集金郵便を差上げ申す事之れあり候間、必ずそれに御拂込下される様御願申上候、但し集金郵便は前記拂込金額の外に料金六錢を添加するものに候間豫め御承相下され度願上候而して集金郵便を差上げ候場合に御返却に相成候は、其度毎に金四錢を要するものに候間之れ又豫め御承相下され度候、集金郵便は相互に不得策に有之候間、之に依らざるも差支なき様、期限迄に必ず振替口座へ御拂込み下さる様、御手数數ながら御願申上候。

■ 「國民の顧問」は御承相の如く新式のポイント活字にて印刷し、其内容は普通同紙数の書籍より遙かに豊富にて、印刷に頗る手数を要し又印刷所も非常に繁忙を極め居り候折柄とて幾分相遅れ候儀は會員諸君に於ても御賢察下さる事と存じ候。

■ 「國民の顧問」は御賢明なる會員諸君の既に御承相ある如く、非常な苦心を以て編纂し、空理空説を避け實際的方面に重きを置き候もの故、御閑暇の節、又は必要を生じたる節によく御熟讀爲し下され、十分之を御利用下さる様偏に御願申上候。

日本國民協會出版部

終

